



長野県報

4月2日(月)
平成24年
(2012年)
第2357号

目 次

告 示

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定（障害者支援課）	1
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定の取り消し（障害者支援課）	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水課）	1
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	3

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（広報県民課）	4
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	6

告 示

長野県告示第308号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により、同法34条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定しました。

平成24年4月2日

長野県知事 阿部 守一

名称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	長野市若里七丁目1番7号	伊那市山寺298番地1	平成24年4月1日

障害者支援課

長野県告示第309号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第32条第1項の規定により、同法34条に規定する業務を行う次の者の指定を取り消しました。

平成24年4月2日

長野県知事 阿部 守一

名 称	住 所	事務所の所在地	取消年月日
社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	伊那市山寺298番地1	伊那市山寺298番地1	平成24年3月31日

障害者支援課

長野県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月2日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

安曇野市

園芸畜産課

2 都市計画事業の種類及び名称

穂高都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道
 豊科都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道
 三郷都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道
 堀金都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道

3 事業施行期間

平成3年1月10日から
 平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第19号、平成7年長野県告示第399号、
 平成10年長野県告示第19号、平成11年長野県告示第76号、平成
 14年長野県告示第426号、平成16年長野県告示第519号の事業地
 及び平成4年長野県告示第154号、平成10年長野県告示第18号、
 平成11年長野県告示第332号、平成13年長野県告示第373号、平
 成17年長野県告示第269号、平成17年長野県告示第382号の事業
 地及び平成4年長野県告示第804号、平成9年長野県告示第20
 号、平成11年長野県告示第331号、平成13年長野県告示第223号、
 平成15年長野県告示第79号事業地及び平成4年長野県告示第
 183号、平成10年長野県告示第21号、平成11年長野県告示第336
 号、平成16年長野県告示第184号、平成19年長野県告示第171号
 の事業地に、安曇野市穂高、穂高柏原、穂高牧、豊科、豊科高
 家、豊科田沢、豊科南穂高、三郷小倉、三郷明盛、三郷温、堀
 金鳥川並びに堀金三田地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第311号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示
 第302号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金
 から適用します。

平成24年4月2日

長野県知事 阿部守一

別表第1のきのこ生産安定資金造成事業の項の次に次のように加
 える。

きのこ農家緊急 経営再建支援事 業	長野県農業協同組合中央会 が行うきのこ農家緊急経営再 建支援事業に要する経費	2分の1以内
-------------------------	--	--------

別表第1のきのこ経営安定促進事業の項及びきのこ生産流通体制
 推進事業の項を削る。

別表第1の乳用種雄牛後代検定推進事業の項の次に次のように加
 える。

信州プレミアム 牛戦略的生産対 策事業	農協等が受精卵移植を行 うために要する経費	2分の1以内
	農協等が哺育育成のための 機器購入に要する経費	3分の1以内

別表第1の優良繁殖和牛導入事業の項を削る。

長野県告示第312号

伊那市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知が
 ありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条に
 おいて準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年4月2日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（地籍調査事業に伴う基準点設置）

2 作業期間

平成24年3月7日から平成24年3月15日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定によ
 り、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月16日まで、
 長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所におい
 て、一般の縦覧に供します。

平成24年4月2日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 茅野北杜垂崎線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡富士見町乙事字乙事5822番 の1地先から 諏訪郡富士見町乙事字タキヤ2435 番の3地先まで	旧	m 6.2~14.4	km 0.4160
同上	新	9.5~16.6	0.4160

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 神ノ原青柳停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村5800番の1地先から 諏訪郡原村字家向5801番の3地先 まで	旧	m 4.5~5.0	km 0.0372
同上	新	7.2~9.2	0.0372

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月2日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本環状高家線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字神林2906番の1地先から 松本市大字神林5730番地先まで	旧	m 20.0～22.0	km 0.0370
同上	新	m 20.0～40.3	km 0.0370

- 2 (1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 土合松本線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井3947番の2地先から 松本市大字神林5730番地先まで	旧	m 12.0～47.0	km 1.8671
同上	新	m 10.0～37.6	km 2.4552

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月2日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

- 1 (1) 路線名 茅野北杜韋崎線

- (2) 供用を開始する区間

諏訪郡富士見町乙事字乙事5822番の1地先から
諏訪郡富士見町乙事字タキヤ2435番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年4月2日

- 2 (1) 路線名 神ノ原青柳停車場線

- (2) 供用を開始する区間

諏訪郡原村5800番の1地先から
諏訪郡原村字家向5801番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年4月2日

- 3 (1) 路線名 神ノ原青柳停車場線

- (2) 供用を開始する区間

諏訪郡原村字大久保裏26番の1地先から

諏訪郡原村字大久保裏45番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年4月2日

道路管理課

選告示第18号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成24年4月2日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホームケアポートみまき 東御市布下6-1」
を

「しものごう敬老園 特別養護老人ホームケアポートみまき 東御市布下6-1」
に改める。

選挙管理委員会